

6-2. 日常生活（福祉用具等）

●補装具購入（修理等）費の支給

日常生活または就学・就労の安定と能力向上のため、申請により補装具購入（修理・借受け）費を支給します。

※介護保険と共通する種目（車椅子・電動車椅子・歩行器・T字杖を除く歩行補助つえ）は介護保険の利用が優先されます。

※初めて製作する「義肢・装具」は、「治療用装具」として健康保険等による給付が受けられるため、身体障害者福祉法による支給対象にはなりません。

治療終了後、症状が固定し、職業その他日常生活の能率の向上を図る上で必要な場合は、身体障害者福祉法による補装具（義肢・装具）の支給対象となります。

【対 象】

身体障害者手帳をお持ちの方、難病患者等

【費 用】

原則、基準額の範囲内でかかった費用の1割が自己負担となります。

18歳以上の障害のある方で世帯の中に区市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は支給対象外です。

なお、東京都の判定では認められていない、使用者本人が希望するデザインや素材等を選択することにより基準額を超える差額は、自己負担となります。

【種 類】

対 象	種 目
視覚障害者（児）	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害者（児）	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）
肢体不自由者	義手、義足、上肢装具、下肢装具、靴型装具、体幹装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置、車載用姿勢保持装置
内部障害者（児）	車椅子（内部障害を原因とする、歩行に著しい制限のある方）
肢体不自由児（18歳未満）	起立保持具、排便補助具、車載用姿勢保持装置

【手続き】

補装具購入（修理）を受けるには、東京都心身障害者福祉センターの判定などが必要となる場合があります。判定後、区役所は補装具購入（修理）費の支給決定通知書の交付を行います。その後、補装具購入（修理）費の支給を受けることができます。

※補装具購入（修理）については、必ず事前に下記問合せ先にご相談ください。申請前に購入又は修理をした場合、補装具費の支給対象外となりますのでご注意ください。

【問合せ先】

身体障害のある方

障害者福祉課 障害者相談係

電話 03-5608-6165・5608-6166

FAX 03-5608-6423

難病患者等の方

健康推進課 地域保健担当

電話 03-3622-9130 FAX 03-3623-2108

●日常生活用具の給付

在宅での日常生活を容易にするため、下記の用具の給付をします。

【対象者】

身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方、精神障害者、難病患者等

【費用】

原則、基準額の範囲内でかかった費用の1割が自己負担となります。

世帯の中に区市町村税所得割額が46万円以上の方がいる場合は支給対象外です。

※支給後の物品の修理・撤去は、自己負担になります。

【手続き】

用具の給付は、区が業者に委託して実施します。現金給付ではありませんので、必ず購入する前にご相談ください。

【問合せ先】

心身障害のある方

障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6165・5608-6166
FAX 03-5608-6423

精神障害・難病の方

健康推進課 地域保健担当 電話 03-3622-9130 FAX 03-3623-2108

【種類】

障害別	種目	障害程度	年齢	その他の要件
肢 体 不 自 由	浴槽 (湯沸器を含む)	下肢又は体幹機能障害 1 級・2 級	学齢児以上	
	入浴担架		3 歳以上	入浴にあたって、家族又は 他人の介助が必要な方
	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害	3 歳以上 介護優先	入浴時に介助が必要な方
	T 字杖・ 棒状の杖			障害理由で、通常の歩行が 困難な方
	移動・移乗支援 用具		3 歳以上 介護優先	家庭内の移動等において介 助が必要な方
	便器	下肢又は体幹機能障害 1 級・2 級	学齢児以上 介護優先	
	特殊寝台		学齢児以上 介護優先	
	特殊マット		3 歳以上 18 歳未満まで	
			下肢又は体幹機能障害 1 級	18 歳以上 介護優先
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害 1 級・2 級	学齢児以上 介護優先	着替えなどで家族又は他人 の介助を要する方
	移動用リフト		3 歳以上 介護優先	天井走行型その他住宅改造 を伴うものを除く
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1 級	学齢児以上 介護優先	常時介護を必要とされる方
	頭部保護帽	下肢又は体幹機能障害		入院中又施設入所中も、給付対 象
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害 1 級・2 級	3 歳以上 18 歳未満 まで	原則として付属のテーブル を付ける
	ガス 安全システム	下肢又は体幹機能障害 1 級	18 歳以上	障害者のみの世帯及びこれ に準じる世帯

障害別	種目	障害程度	年齢	その他の要件
肢体不自由	電磁調理器	上肢障害 1 級・2 級 下肢又は体幹機能障害 1 級	18 歳以上	障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	情報・通信支援用具	上肢機能障害	学齢児以上	一般の機器では操作が困難な方
	特殊便器	上肢障害 1 級・2 級	学齢児以上	
	携帯用会話補助装置	肢体不自由で音声言語に著しい障害のある方	学齢児以上	医師の診断書または意見書が必要
	火災警報器	身体障害者手帳 1 級・2 級		火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	自動消火装置			
	カーシート	肢体不自由 1 級・2 級	18 歳以上	座位の保持が困難な方
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者（児）で必要と認められる方		医師の診断書または意見書が必要
	たん吸引器			
	血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）			
	ルームクーラー	頸髄損傷等により体温調節機能を喪失した方	18 歳以上	医師の診断書または意見書が必要
	収尿器	脊髄損傷等による身体障害者（児）		
	紙おむつ等	① 身体障害者（児）で脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排泄の意思表示が困難な方 ② 身体障害者（児）でストーマの著しい変形等により、ストーマ用装具の装着ができない方 ③ 身体障害者（児）で二分脊椎による排尿機能障害または排便機能障害のある方	3 歳以上	身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の診断書または意見書が必要
	住宅設備小規模改修	下肢又は体幹機能障害 3 級以上	学齢児以上 65 歳未満 介護優先	手すりの取付け・段差解消・すべり防止等・引き戸等への扉の取替え・洋式便器等への便器の取替え等
視覚障害	情報・通信支援用具 ①画面拡大ソフト等 ②ワンセグラジオ	①視覚障害 ②視覚障害 1 級・2 級	①学齢児以上 ②年齢制限なし	①パソコンを使用することで社会参加が見込まれる方
	点字ディスプレイ	視覚障害 1 級・2 級	18 歳以上	
	活字文書読上げ装置		学齢児以上	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー			
	時計		18 歳以上	
	点字器	視覚障害の方		

障害別	種目	障害程度	年齢	その他の要件
視 覚 障 害	点字タイプライター	視覚障害 1 級・2 級	学齢児以上	就労、就学しているか又は就労が見込まれている方
	視覚障害者用 拡大読書器	視覚障害の方		本装置により文字等を読むことが可能になる方
	音響案内装置	視覚障害 1 級・2 級		2 級の方は、送信機のみ
	音声式体温計		18 歳以上	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	体重計			
	電磁調理器			
	点字図書	視覚障害者（児）	学齢児以上	情報の入手を点字によっている方
	火災警報器	身体障害者手帳 1 級・2 級		火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	自動消火装置			
聴 覚 障 害 ・ 音 声 言 語 障 害 ・ 平 衡 機 能 障 害	携帯用 会話補助装置	音声又は言語機能障害	学齢児以上	医師の診断書または意見書が必要
	携帯用信号装置	聴覚又は音声言語機能障害 3 級以上		
	フラッシュベル			
	屋内信号装置	聴覚障害 2 級	18 歳以上	聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	聴覚障害者用 通信装置(ファックス)	聴覚又は音声、言語機能に著しい障害のある方	学齢児以上	
	情報受信装置	聴覚障害者（児）		
	会議用拡聴器	聴覚障害 4 級以上	学齢児以上	
	人工喉頭 ①笛式 ②電動式 ③埋込型用人工鼻	喉頭摘出により音声又は言語機能障害のある方		③埋込型用人工鼻は“発声手段のため”常時これを使用する方。医療保険の適用外の材料に限り対象。
	頭部保護帽	平衡機能障害		
	移動・移乗支援用具		3 歳以上 介護優先	家庭内の移動等において介助が必要な方
	ガス安全システム	喉頭摘出等により嗅覚機能を喪失した身体障害者	18 歳以上	喉頭摘出等により嗅覚機能を喪失した方のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	火災警報器	身体障害者手帳 1 級・2 級		火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	自動消火装置			
内 部 障 害	ネブライザー （吸入器）	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者（児）で必要と認められる方		医師の診断書または意見書が必要
	たん吸引器			
	血中酸素飽和度 測定器（パルス オキシメーター）			

障害別	種目	障害程度	年齢	その他の要件
内部障害	空気清浄器	呼吸器機能障害 3 級以上	18 歳以上	
	酸素吸入装置	呼吸器機能障害 3 級以上	18 歳以上	医療保険その他の制度による在宅酸素療法に該当しない方で、医師により酸素吸入装置の使用を認められた方 医師の診断書または意見書が必要
	酸素ボンベ 運搬車			医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている方及び酸素吸入装置の給付を受けた方
	電磁調理器	呼吸器機能障害 3 級	18 歳以上	在宅酸素使用のため、ガス調理器具を利用できない方
	自家発電機	人工呼吸器使用者のうち、墨田区災害時個別支援計画が策定されている方		給付は自家発電機又は蓄電池のいずれか 1 種目のみ
	蓄電池			
	ストーマ用装具	直腸・小腸機能障害等により身体障害者手帳の交付を受け、人工肛門を設け排泄を行う方、又は膀胱機能障害等により身体障害者手帳の交付を受け、人工膀胱を設け排泄を行う方		身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の診断書または意見書が必要
	紙おむつ等	① 身体障害者（児）で脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排泄の意思表示が困難な方 ② 身体障害者（児）でストーマの著しい変形等により、ストーマ用装具の装着ができない方 ③ 身体障害者（児）で二分脊椎による排尿機能障害または排便機能障害のある方	3 歳以上	身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の診断書または意見書が必要
	透析液加温器	人工透析を必要とする身体障害者	3 歳以上	自己連続携行式腹膜灌流患者の方 医師の診断書または意見書が必要
	電磁波防護服	心臓機能障害 1 級		ペースメーカー等を装着されている方
	火災警報器	身体障害者手帳 1 級・2 級		火災発生感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	自動消火装置			
	T 字杖・棒状の杖	重度の内部障害		障害が原因で、通常の歩行が困難な方
	住宅設備 小規模改修	内部障害を原因とする、筋力低下等の機能障害により、補装具として車いすの交付を受けた内部障害のある方	学齢児以上 65 歳未満 介護優先	手すりの取付け・段差解消・すべり防止等・引き戸等への扉の取替え・洋式便器等への便器の取替え等

障害別	種目	障害程度	年齢	その他の要件
知的障害	特殊便器	愛の手帳 1 度・2 度	学齢児以上	
	特殊マット		3 歳以上 介護優先	
	頭部保護帽			てんかんの発作等により頻繁に転倒する方 入院中又施設入所中も、給付対象
	火災警報器	愛の手帳 1 度・2 度		火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	自動消火装置			
	電磁調理器		18 歳以上	
精神障害	多脚杖	服用している薬の副作用等により、通常の歩行が困難な方	介護優先	
	T 字杖・棒状の杖			
	頭部保護帽		介護優先	
難病患者等	入浴補助用具	入浴時に介助が必要な方	介護優先	
	移動・移乗支援用具	下肢又は体幹が不自由な方	介護優先	
	便器	常時介護を必要とされる方		
	特殊便器	上肢に障害のある方	介護優先	
	特殊マット	寝たきりの状態にある方	18 歳未満	
	頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する方	18 歳以上	
	火災警報器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	18 歳以上	
	自動消火装置		介護優先	
	特殊寝台	寝たきりの状態にある方	18 歳以上 介護優先	
	移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある方	介護優先	
	体位変換器	寝たきりの状態にある方	介護優先	
	特殊尿器	自力で排尿ができない方		
	ネブライザー	呼吸器機能に障害のある方		
	たん吸引器			
	血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な方	18 歳以上	
	住宅設備小規模改修	下肢又は体幹機能に障害のある方		

●中等度難聴児の補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度の難聴児に対し、補聴器の購入費用を助成します。

【対 象】

下記のすべての要件をみたす児童

- ① 墨田区に住所があり、18 歳未満であること
- ② 両耳の聴力レベルが、原則として 30 デシベル以上で、身体障害者手帳交付の対象となっていないこと
- ③ 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果を期待できると医師が判断していること

【助成額】

補聴器ごとの基準額と補聴器の購入費用を比較して、少ないほうの額に下記の助成率をかけた額

区分	助成率
生活保護等受給世帯	10/10
対象児童の世帯内に区市町村民税等が課税されている者が含まれていない場合	10/10
対象児童の世帯内に区市町村民税等が課税されている者が含まれている場合	9/10

【助成限度額】

補聴器	144,900 円
ワイヤレスマイク	135,400 円
受信機	97,300 円
オーディオチュー	5,250 円

※1 台当たりの価格です。

※修理費、付属品に係る費用は対象外です。

※デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000 円を加算します。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6166 FAX 03-5608-6423

●紙おむつ等の支給

3 歳以上の障害のある方で、当該疾病、障害が原因により常時失禁または寝たきりの状態にあるため、おむつを使用する必要がある方に紙おむつ等を支給します。

【対 象】

- ① 身体障害者手帳 1・2 級
- ② 愛の手帳 1・2 度
- ③ 脳性麻痺・進行性筋萎縮症の方
- ④ 特殊疾病（難病）の認定を受けている方

【内 容】

◆紙おむつ（平型タイプ、テープ型、パンツ型があります）

◆尿取りパッド（紙おむつとの併用もあります）

※病院に入院中で病院指定のおむつ等を使用している方には、月額 7,000 円を限度として、おむつ代を支給します（病院の証明書が必要です）。

※区市町村民税が課税されている世帯には、自己負担（500 円または 700 円）があります。

【支給制限】

- ① 高齢者福祉課の紙おむつ等支給事業により、紙おむつ等またはおむつ代が支給されている方
- ② 施設に入所している方
- ③ 介護医療院に入院している方
- ④ 生活保護を受給している方

【支給開始月】

申請日の属する月分から支給します。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

●補助犬の給付（盲導犬・介助犬・聴導犬）

補助犬を給付します。

【対 象】

次のすべての要件に該当する方

- ① 都内におおむね1年以上居住する満18歳以上の在宅の身体障害者であること
・盲導犬…視覚障害1級 ・介助犬…肢体不自由1級・2級 ・聴導犬…聴覚障害2級
- ② 世帯全体にかかる所得税課税額の月平均額が77,000円未満であること
- ③ 自己の所有に係る家屋以外の家屋に居住する方にあつては、その家屋の所有者または管理者の承諾を得られること
- ④ 所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること
- ⑤ 社会活動への参加に効果があると認められること

【費 用】

無償。ただし、飼育費等は自己負担。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6165・5608-6166
FAX 03-5608-6423

●住宅設備改善費助成

在宅で生活する重度の肢体不自由の方の日常生活を容易にするため、居住する住宅設備の改善に要する費用を助成します。

※住宅の改善については、必ず事前に下記問合せ先にご相談ください。事後の申請では改善費の助成対象外となりますので、ご注意ください。

【費 用】

世帯の区市町村民税課税状況に応じて自己負担があります。世帯の中に区市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は助成対象外です。

【対象・種目等】

種 目	対 象 者	
中規模改修	学齢児以上65歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上の者及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害者。ただし、40歳以上65歳未満で、介護保険法施行令に定める老化が原因とされる16種類の病気により、介護保険の対象となる者は、実工事価格が介護保険住宅改修費の支給限度額を超える場合に限りです。	966,000円
屋内移動設備	学齢児以上で、歩行ができない状態で、上肢・下肢又は体幹に係る障害の程度が1級の者及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	機器本体、付属機具及び設置費 1,406,000円
階段昇降機	学齢児以上の階段昇降が困難な方で、上肢障害が1級の者、下肢又は体幹に係る障害の程度が3級以上の者及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6165・5608-6166
FAX 03-5608-6423

●緊急通報システム（民間通報型）

通報ボタンを押すと、民間の「受信センター」に通報が入ります。看護師が対応し、緊急時には「受信センター」から東京消防庁へ救急車等の出動を要請し、必要に応じて警備会社の現場派遣員が駆けつけます。

また、看護師が 24 時間いつでも健康相談等を受けます。

※火災安全システムを利用される方は、利用できません。

【対 象】

18 歳以上 65 歳未満（新規申請時点）の一人暮らし等で、次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳 1 級・2 級の方 ② 特殊疾病（難病）の認定を受けている方

【利用者の負担金（月額）】

- | | | | | |
|-----------|---|-----|-----|---------|
| ① 固定電話回線型 | ： | 住民税 | 非課税 | 0 円 |
| | | | 課 税 | 500 円 |
| ② 無線型 | ： | 住民税 | 非課税 | 0 円 |
| | | | 課 税 | 1,100 円 |

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

●火災安全システム（住宅火災直接通報）

身体に重度の障害のある方が急病などになった時や、火災が発生した時に、固定電話回線を通して家庭内に設置した無線の発信機により、消防庁に通報できます。

※身体障害のある方は、消防庁直結緊急通報システム利用となり、緊急通報協力員として複数人のご近所の方の登録が必要です。

【対 象】

18 歳以上 65 歳未満の一人暮らし等で、次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳 1 級・2 級の方 ② 愛の手帳 1 度・2 度の方

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

●聴覚障害のある方等のための緊急通報（警察・110 番）

110 番アプリシステム・FAX110 番による緊急通報

聴覚・言語機能に障害がある方や音声による 110 番通報が困難な方専用です。

※音声による 110 番通報が可能な方は、通常の 110 番通報をお願いします。

なお、対応は都内で発生した事件、事故に限ります。

○110 番アプリシステム

スマートフォン・携帯電話から、文字による 110 番通報ができます。

【スマートフォンの場合】

iPhone の方は App Store で、Android の方は Google Play で、「110 番アプリ」を検索してインストールしてください。

【携帯電話の場合】

<https://mobile110.npa.go.jp> にアクセスしてください。

※通報時には、それぞれの電話会社との契約に応じた通話料金がかかります。

○FAX110 番

FAX で 110 番通報することができます。住所、事件の内容をご記入の上、送信してください。

【FAX 電話番号 03（3597）0110】

問い合わせ先

警視庁 通信指令本部 指令計画第三係 電話 03-3581-4321（代表）

●聴覚障害のある方等のための緊急通報（消防・１１９番）

聴覚障害、言語障害のある方など、音声による通報が困難な方のために、緊急時にスマートフォンやファクスなどで、消防に通報できるサービスがあります。

◆東京消防庁緊急ネット通報

音声（肉声）による１１９番通報が困難な方が、携帯電話やスマートフォンのウェブ機能を利用して緊急通報を行い、消防車や救急車を要請することができます。

ご利用には、事前の登録が必要です。また、通信料金がかかります。

※詳細は、東京消防庁のホームページより、「個人の方へ」―「１１９番通報」―「緊急ネット通報のご案内」をご覧ください。

【対象】

東京消防庁管内（東京都のうち、稲城市及び島しょ地区を除く地域）に在住、在勤、在学している聴覚または音声・言語等の機能に障害がある方。

【手続き】

携帯電話やスマートフォンによる事前登録（無料）が必要です。

二次元コードを読み取り後、表示されたメールアドレス（直接入力する場合は、entry_13000@entry03.web119.info）に空メールを送信し、登録手続きを行ってください。



【利用方法】

通報する際は、登録した携帯電話やスマートフォンのブックマークまたはホーム画面から、通報画面を表示し、通報種別と位置情報を選択して送信してください。チャット機能により、東京消防庁と会話ができます。

◆１１９番ファクシミリ通報

１１９番ファクシミリ通報は、ファクスから「１１９」をダイヤルし、送信することで緊急通報を行うものです。

【手続き】

事前登録等の必要はありません。

１１９番通報専用の通報用紙を消防庁や以下のホームページで配布しています。なお、任意の用紙に記載し、通報することも可能です。

※詳細は、東京消防庁のホームページより、「個人の方へ」―「１１９番通報」―「１１９番通報のしくみ」―「１１９番ファクシミリ通報ご利用案内」をご覧ください。

【利用方法】

通報する際は、通報用紙に、火災・救急の別、住所・建物名称、氏名、年齢、「どうしたのか」「どこが痛いのか」「どこが燃えているのか」等を具体的に記載し、ファックスから「１１９」をダイヤルして送信してください。

※あわせてファックス通報ができるよう、普段から通報用紙等に必要事項（住所、氏名、年齢）をあらかじめ記入し、準備しておくことが大切です。

◆電話リレーサービスを介した１１９番通報

電話リレーサービスとは、耳の聞こえない方や発話困難な方など、電話でのやり取りに困難のある方が、通訳オペレータを介して電話をかけることにより、相手方と意思疎通を可能とするサービスです。公共インフラとして制度化され、一般財団法人日本財団電話リレーサービスにより提供されています。電話リレーサービスを介して１１９番通報をすることも可能です。

【手続き】

ご利用には、事前登録が必要です。

詳細は、日本財団電話リレーサービスホームページをご覧ください。

日本財団電話リレーサービス ホームページ <https://nftrs.or.jp>

【利用方法】

通報する際は、電話リレーサービスのアプリ等から、緊急通報ボタンをタップまたは「119」をダイヤルすることで119番通報をすることができます。

【問合せ先】

東京消防庁 防災部 防災安全課 防災福祉係

電話 03-3212-2111 内線4246・4247

FAX 03-3213-1478

メールアドレス bouanka4@tfd.metro.tokyo.jp

HP <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>

※消防車・救急車を要請する時は、「119番」「緊急ネット通報」「119番ファクシミリ通報」「電話リレーサービスを介した119番通報」をご利用ください。

7. 自動車

●自動車運転教習費補助

心身障害のある方が、自動車運転免許を取得する場合、または免許の条件にかかる排気量の限定解除を受ける場合に、運転教習費用の一部を助成します。

【対象】

事前申請が補助の条件となりますので、すでに運転免許を取得した方、教習所を卒業している方は対象となりません。

①・②の方で③～⑥のすべての要件に該当する方

- ① 身体障害者手帳1～3級の方。ただし内部障害は4級までで歩行困難な方または下肢・体幹にかかる障害は5級までで歩行困難な方を含む。
- ② 愛の手帳1～4度の方
- ③ 運転免許試験場での運転適性検査に合格し自動車教習所に入所を承認された方
- ④ 申請日の3か月前から引き続き墨田区内に居住している方
- ⑤ 他の制度により、運転免許に要する費用の助成を受けていない方
- ⑥ 前年の所得税の額が40万円以下の方

【助成額】

- ① 第1種普通運転免許取得にかかる経費（教習所入所料、技能・学科教習料、教材費など）
限度額 164,800円（前年の所得税の額で変わります）
- ② 免許の条件にかかる排気量の限定解除にかかる経費 限度額 20,600円

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

●自動車改造費の助成

重度の身体障害のある方が就労等に必要な自動車を自らが所有し、運転する自動車のハンドル・アクセル・ブレーキなどを改造する必要がある場合に、改造費の一部を助成します。

【対象】

改造する前の事前申請が助成の条件となりますので改造前に必ず申請してください。

18歳以上の身体障害者で次のすべてにあてはまる方

- ① 上肢、下肢または体幹機能を含む障害で、それに係る個別等級が1～2級の方
- ② 墨田区に住所を有する方
- ③ 本人の所得（20歳未満の方は扶養義務者所得）が特別障害者手当の所得制限限度額の範囲内である方

【助成額】

操向および駆動装置等の改造にかかった経費を、133,900円を限度として助成します。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423